省令

○文部科学省令第三十二号

著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の規定に基づき、著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月三十一日

文部科学大臣　林　芳正

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令

著作権等管理事業法施行規則（平成十三年文部科学省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

第十四条中「疎明する」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同条に次の各号を加える。

一　意見聴取の年月日

二　意見聴取の相手方である利用者の氏名又はその団体の名称

三　意見聴取の方法

四　聴取した意見の内容

五　前号の意見を反映した場合にあっては使用料規程の該当箇所

六　届出前の使用料規程を公表したか否かの別（公表した場合にあっては、公表の年月日及び方法を含む。）

第十九条に次の一号を加える。

四　使用料規程における利用区分ごとの使用料について収受した総額及び分配した使用料の総額を記載した書類

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に終了した事業年度について作成すべき財務諸表等に関しては、なお従前の例による。